

# 一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和4年11月

## CONTENTS

- ◆ News 燃料価格等高騰対策 支援金情報 11月版
- ◆ 軽油価格調査 結果報告 令和4年9月
- ◆ 運行管理者試験・受験申請のご案内
- ◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情
- ◆ 適正化事業巡回指導実施結果（7～9月）
- ◆ 11月はエコドライブ推進月間です
- ◆ 社会と共生、環境にやさしいトラック輸送 実施中
- ◆ 「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」 三重県交通対策協議会 再案内
- ◆ 年末の交通安全県民運動 ◆ 交通安全のぼり旗をお届けします
- ◆ 大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業動画公開
- ◆ 安全宣言200days 無事故無違反ラリー 挑戦中 ◆ 「標準的な運賃」届出について
- ◆ トラック事故から学ぶ安全指導
- ◆ 雪道対策マニュアル
- ◆ 初任運転者用指導教育 エラーニングも(Web講習)できます
- ◆ 65歳超 雇用推進助成金のご案内 高齢・傷害・求職者雇用支援機構
- ◆ 運転者の労働時間等の改善基準(改善基準告示) 改正予定内容 令和4年12月予定
- ◆ 国土交通省 運輸功労表彰受賞者 ◆ 令和4年 秋の叙勲 受章者のお知らせ
- ◆ 県ト協助成金の申請期限について
- ◆ 近代化融資制度の公募期間について
- ◆ 会員様の所在地変更等
- ◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告 ～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい ～
- ◆ 運行管理者 一般講習のご案内 ◆ 運行管理者 基礎講習のご案内
- ◆ 整備管理者 選任前研修のご案内 ◆ 整備管理者 選任後研修のご案内

同封  
別紙

- ・ **特殊車両通行確認制度 説明会** 開催案内と申込み
- ・ 11月29日 **整備管理者 選任前研修** 案内と受講申込書
- ・ **運行管理者試験 対策講座 1/14. 2/4** 開催案内と申込み
- ・ **整備管理者 選任後研修** 1月2月の開催案内と受講申込書
- ・ **65歳超 雇用推進助成金 案内チラシ**
- ・ **荷台の高さ注意 衝突事故防止チラシ**
- ・ **令和4年年末の交通安全県民運動**
- ・ 11月20日 **トラックフェスタ in 四日市** 開催案内 チラシ

\*\*\*\*\*

一般社団法人三重県トラック協会  
<http://www.santokyo.or.jp>  
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



## ◆ News 燃料価格等高騰対策 支援金情報 11月版

トラック協会では 国から三重県ならびに各市町に対し交付されている 地方創生臨時交付金による業界支援を要望しています。コロナ禍での原油高や物価高に直面する事業者と生活者支援策のうち、燃料高騰対策支援についてお知らせします。

- ◇市町対応の燃料支援金 — 注:各市町の事業所の事業で支出したエネルギー関連経費のみ対象となります。  
各市町のホームページでご確認 または 申請先にお問合せいただき 申請してください。

### 大台町に 事業所の ある会員様

#### ◆ 大台町 原油価格高騰対策運送事業者等支援金

- ・ 中小事業者(法人・個人事業主)の運送事業用車両で令和4年1月から12月の12ヶ月間のうち、いずれか**2ヶ月間に対象車両の運行のため購入した燃料**を支援。\*どの2ヶ月間にするかは申請者が選択

**支援金 = 交付対象燃料(選択した2ヶ月間に購入した燃料の合計) × 10円** (10円未満切捨)

- ・ 申請 大台町役場 産業課 運送事業者等支援金担当に提出  
TEL 0598-82-3786 締切 → 令和5年1月31日(火)

### 志摩市に 事業所の ある会員様

#### ◆ 志摩市 エネルギー価格高騰緊急支援金

- ・ 大企業を除く事業者で、**ガソリン、電気、ガス、灯油、重油、軽油に係わる経費が、令和4年4月から8月までの いずれかの月で10万円を超えている**等の要件を満たすと支援金。(1回限り)

・ 1月あたりのエネルギー使用料が **10万円以上20万円未満 … 支援金 5万円**

**20万円以上50万円未満 … 支援金10万円**

・ 申請 志摩市役所 産業振興部 **50万円以上 … 支援金20万円**

商工課窓口に提出 TEL 0599-43-9050 締切 → 令和4年12月23日(金)

上記以外では、亀山市・伊勢市 で支援金が予定されています。現在、情報収集中です。  
津市 の支援金は、11/10 受付けが終了いたしました。

#### ◇三重県の燃料支援金

### 三重県が行う 燃料高騰 支援策 (近日予定)

#### ◆ 三重県 貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金

- ・ 三重県内に事業所を置く貨物自動車運送事業者(中小企業)に対し、7月1日 かつ 申請時に車検証が有効であるエンジン付の車両(貨物軽含む)で算出した支援金が予定されています。

・ **支援金 = 普通車 の車両数 × 3.5万円 の予定**  
**小型車・軽 の車両数 × 6千円 の予定**

支援金の申請受付期間は 12~1月頃 となる見込みです  
( 上記記載は概要につき、詳細確定後 別途ご案内いたします。 )

# ◆ 軽油価格調査 結果報告

令和4年9月

購入方法	支部	件数	最高	平均	最低
ローリー買い		52件	144.10	113.07	105.00
	桑員	3件	109.60	107.80	105.00
	北勢	14件	121.50	110.18	105.40
	鈴鹿	12件	142.40	113.86	106.50
	津	5件	111.30	109.06	107.70
	松阪	4件	129.30	114.80	108.60
	南勢	5件	144.10	118.88	108.20
	伊賀	4件	112.30	110.43	109.70
	紀北	2件	136.10	134.30	132.50
	南紀	3件	113.70	112.73	112.24
スタンド買い		19件	157.90	127.23	109.80
	桑員	1件	109.80	109.80	109.80
	北勢	4件	145.00	124.00	114.70
	鈴鹿	6件	127.00	120.73	118.70
	津	2件	157.90	151.35	144.80
	松阪	3件	133.00	120.37	112.10
	南勢	1件	145.00	145.00	145.00
	紀北	2件	141.00	139.20	137.40
カード買い		140件	147.90	121.10	110.40
	桑員	9件	134.10	127.53	111.60
	北勢	20件	146.00	120.98	112.30
	鈴鹿	23件	138.00	122.37	110.40
	津	16件	130.00	115.99	112.20
	松阪	34件	147.90	118.50	110.90
	南勢	2件	121.10	120.65	120.20
	伊賀	24件	139.00	123.82	113.30
	紀北	10件	142.00	123.79	112.20
	南紀	2件	123.90	117.95	112.00
全体		211件	157.90	119.67	105.00

## <ローリー買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	9件	132.50	113.38	105.00
出光昭和シェル	17件	144.10	115.15	106.50
コスモ	10件	113.70	109.45	106.50
その他	16件	136.10	112.94	105.40
計	52件			

9月購入分の  
軽油価格  
軽油引取税  
32.1円を  
含んだ価格を調査  
(消費税は含みません)

## <スタンド買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	11件	157.90	126.38	109.80
出光昭和シェル	4件	145.00	130.28	118.70
コスモ	2件	133.00	124.50	116.00
その他	2件	145.00	128.55	112.10
計	19件			

## <カード買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	44件	147.90	121.78	110.90
出光昭和シェル	29件	142.00	125.14	110.90
コスモ	14件	134.10	117.87	110.40
その他	53件	141.00	119.17	111.60
計	140件			

## <その他買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	4件	126.00	118.18	114.50
出光昭和シェル	1件	142.60	142.60	142.60
コスモ	1件	139.10	139.10	139.10
その他	7件	139.40	120.36	112.20
計	13件			

## ◆ 運行管理者試験・受験申請のご案内

令和4年度 第2回運行管理者試験が11月8日に公示されました。

### 令和4年度 第2回 運行管理者試験

**試験日** 令和5年**2月18日(土)～3月19日(日)**

上記の日程から 試験会場と試験日を選択します

**試験方法** 全国各地に設けられたテストセンターにおいて、  
パソコンを使用して受験いただきます。(CBT試験)

**申請方法** **インターネット申請のみ(書面申請はできません。)**

※願書販売での申請の取り扱いは、なくなりました。

「パソコン又はスマートフォン」「メールアドレス」が必要です。(従来型の携帯電話は不可)  
必要な書類のスキャン画像 または デジカメやスマホで撮影した画像のアップロード  
による申請となります。

・申請の審査終了後、受験会場の予約や受験手数料の支払いを行なうための  
CBT専用サイトがメールで案内されますので、そこからさらに受験のための  
予約手続をすすめてください。

**申請期間** 令和4年**12月12日(月)～** 令和5年**1月18日(水)**

**受験手数料** 6,000円(非課税)と ①または②の手数料(システム利用料)が必要です。

①新規受験申請 660円 ②再受験申請 860円

**受験資格** 受験資格は 下記の①か② どちらかです。

- ①「運行の管理に関し、1年以上の実務経験の証明」が必要です。
- ②平成7年4月1日以降の 運行管理者「基礎講習修了証書」が必要です。

**ご注意** → 平成27年1月以降の基礎講習は、貨物の基礎講習に限ります。  
基礎講習修了予定の方は、令和5年2月8日迄に修了した方

詳細は、運行管理者試験センター ホームページをご確認ください。

## ◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情

**危険運転 (8件)**

**違法駐車 (1件)**

**その他 (3件)**

宅配関係等

◆ 苦情件数 令和4年度 7月～9月 **12件**

【危険運転 寄せられた苦情内容】 安全運転指導をお願いします

【電話】 春日井市19号線から302号線に入る2車線右折ゾーンの右端を  
右折走行中、すぐ前方の信号機が赤だったので停車させようとしたところ、並  
走していた三重ナンバーのトラックが強引に右車線に割り込んできた。

- 【電話】 国道306号線を酔っ払っているかと思うほどの走行をし、車線変更をしていた。途中、信号待ち  
で追いつくと故意にハンドルを切ったり、急ブレーキを踏む危険運転行為を受けた。
- 【電話】 茨城県 国道124号線を土浦から湖岸方面に走行中、三重ナンバーのトラックが信号無視や黄  
色線をカットする走行をしていた。安全運転するよう指導して欲しい。
- 【電話】 新名神高速道路、土山付近の下り線で、三重ナンバーのトレーラが、ふらふら走行していた。  
携帯電話を操作して何かを見ているようであった。



# 適正化事業巡回指導実施結果 (令和4年7月～令和4年9月)

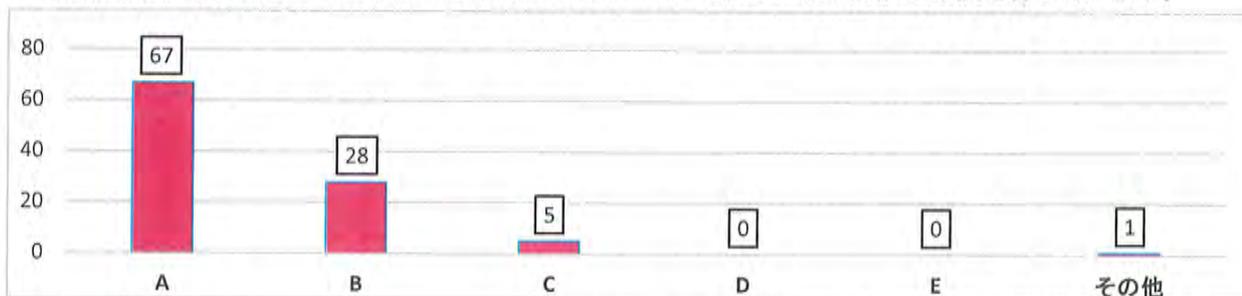
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

## 1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	12	21	20	16	13	1	10	0	0	4	97
新規巡回指導	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	3
特別巡回指導	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	12	21	21	16	13	2	11	0	0	5	101

\*巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

## 2. 総合評価 38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



A…90%以上

B…80%以上90%未満

C…70%以上80%未満

D…60%以上70%未満

E…60%未満

その他…指導項目26項目以下

以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

- |                                    |                       |
|------------------------------------|-----------------------|
| ①「運行管理者の選任・届出」                     | ⑥「特定運転者の適性診断」         |
| ②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間・睡眠時間の管理」 | ⑦「整備管理者の選任・届出」        |
| ③「点呼の実施・記録・保存」                     | ⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」 |
| ④「輸送の安全確保に必要な指導監督」                 | ⑨「健康診断の実施・記録・保存」      |
| ⑤「特定運転者の特別な指導」                     |                       |

## 3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	特定の運転者に対して特別指導を実施しているか	54	11	20.4%
②	乗務員に対する指導教育を実施しているか	100	13	13.0%
③	整備管理者の講習を受講しているか	100	12	12.0%
④	点呼の実施及び記録を保存しているか	101	11	10.9%
⑤	特定の運転者に対して適性診断を実施しているか	64	7	10.9%
⑥	運輸安全マネジメントを実施しているか	100	7	7.0%
⑦	勤務時間、乗務時間を定め、休憩時間、睡眠時間が適正に管理されているか	101	7	6.9%
⑧	運行管理者の講習を受講しているか	100	4	4.0%
⑨	健康診断を実施し記録を保存しているか	100	3	3.0%

\*特定の運転者とは、初任者(1年以内に雇入れた者)、高齢者(65歳以上の者)、事故惹起者です。

**1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。**

改善項目については3ヵ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。  
なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。

## ◆ 11月はエコドライブ推進月間です

**11月 はエコドライブ推進強化月間!**  
**エコドライブでめざそう**  
**30% の燃料消費削減!!**



走行は、発進、巡航、減速、停止の繰り返し  
各モードでのエコドライブで約30%燃費が削減できるといわれています。

### ①発進

**おだやかなアクセルで  
9.7%のエコ**

燃料消費の約35%は、発進の際に使われます。

おだやかな発進で9.7%燃料消費が削減できます。

### ②巡航・減速

**ゆったり運転で  
5.5%のエコ**

燃料消費の約50%は、巡航・減速の際に使われます。一定速度の維持、急加速急減速を避けるだけで3.4%燃料消費を削減。さらに早めのアクセルオフで2.1%削減できます。

### ③停止

**アイドリングストップで  
10.5%のエコ**

燃料消費の約15%は、駐停車の際に使われます。アイドリングストップで10.5%燃料消費の削減を行いましょう。特に、休憩中と荷物の積み卸しの際は、エンジンを止めてください。

### エコドライブ 10

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

### ・SDGsの取り組みとして

トラック運送事業者のエコドライブ推進は、事業活動の中でのSDGsのゴールにつながるものです。自社の取り組みを再認識し幅広い取り組みを進めていきましょう。

なお、三重県では「三重県SDGs推進パートナー登録制度」があります。下記を参照して下さい。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/sdgspartner.htm>

### ・ゴミのポイ捨て対策も

トラック運送業にとって大切な「職場」である道路を安全で快適な場所にするための取組を進めています。

**本物のプロは  
道路だって  
きれいに使う**

トラック運送業にとって、道路は大切な職場です。  
職場を安全で快適な場所にするため、  
ごみのポイ捨ては絶対にしないよう、  
ご協力をお願いいたします。

プロドライバーのみなさまへ

JTA 三重県トラック協会

## ◆ 社会と共生、環境にやさしいトラック輸送

実施中

環境にやさしい  
トラック輸送

SDGs

取組中

参加事業所  
51社

参加会社を三重県トラック協会  
ホームページで公開しています



- |             |                |          |
|-------------|----------------|----------|
| ①エコドライブの促進  | ⑤トラックの日清掃活動    | ⑨グリーン経営  |
| ②アイドリングストップ | ⑥環境対応車の導入      | ⑩SDGsの推進 |
| ③騒音の低減      | ⑦輸送の効率化推進      | ⑪その他     |
| ④マナーアップ     | ⑧廃棄物適正処理とリサイクル |          |

上記 ①～⑩ の取り組みメニューを中心に、環境にやさしいトラック輸送を  
実践いただきありがとうございます。一層の取り組みをお願いします。

**取り組み期間：9月・10月・11月**

参加会員様には、取組み期間終了後(11月末)に、簡単なアンケートをお送りします。  
(回答で粗品を贈呈します)

## ◆ 「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」 三重県交通対策協議会 再案内

夕暮れ時は交通事故が多発する時間帯です。  
「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン」で、  
歩行者や自転車等の早期発見と安全を確保し、  
交通事故の抑止を図って下さい。

どき  
夕暮れ時、ちょっと早めの  
ライト・オン運動

☆実施  
期間 **10月1日(土)～12月31日(土)**

### ☆推進事項

- 夕暮れ時又は天候に応じた  
早めのライト点灯
- 反射材用品の着用推進  
(歩行者、自転車運転者)

自動車、オートバイ、自転車運転者

「歩行者」や  
「道路上の危険」を  
いち早く発見できるよう、  
早めのライト点灯を！

歩行者、自転車運転者

反射材用品を着用し、  
自分の存在を周りにアピール！  
「ライト」と「反射材用品」の  
相乗効果で交通事故から  
身を守りましょう！！

実施期間 令和4年10月1日～12月31日

### ライト点灯の目安時間

- ★11月1日から11月30日までの間 16時20分
- ★12月1日から12月31日までの間 16時10分

## ◆ 年末の交通安全県民運動

### 年末の交通安全県民運動が実施されます

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけ交通事故の防止を徹底して下さい。

期間 **12月1日(木)～10日(土)**

三重県交通安全県民運動 スローガン

**やさしさが 安全つなく 三重の道**  
～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

年末は交通の流れ・量とも変化することに加え、日没が早くなることから交通事故が多く発生します。ご注意ください。

#### 重点項目

- ①高齢者と子どもの交通事故防止
- ②横断歩道での歩行者優先の徹底
- ③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

<チラシ>を同封しました

## ◆ 交通安全のぼり旗をお届けします

毎年、交通安全のぼり旗を会員様各社にお届けしています。

11月下旬～12月にかけて 会員様各社あてに順次発送予定です。

各社で一斉に掲出いただくことで、安全啓発としての効果も高まります。到着の際はお受け取りいただき、営業所や車庫での掲出をお願いします。

◇お届け数

**無料贈呈**です

**1営業所あたり、旗2枚+ポール2本のセット**でお届けします

県内に複数の営業所がある場合、各営業所への個別お届けではなく、県内の営業所数分を一括で 会員名簿記載の住所にお届けします。

他の営業所へは 会員様にて 振分けていただきますようお願いいたします。

\* 「巻き上がり防止パーツ」を添付しています

ポールにのぼりをセットする際、「巻き上がり防止パーツ」を一緒に取付け、風による巻き上がりを防いで下さい。

仕様により、

- ①のぼり旗と一緒にビニール袋に封入している場合と
- ②あらかじめポールにセットしてある場合があります。

\* 以前、のぼり旗 不要連絡をいただいた会員様には、今回の発送を見合わせております。

ご利用いただける会員様で12月になっても届かない場合はお手数ですがご連絡をお願いします。状況確認し、送付させていただきます。

#### 取り付け手順

- ③上昇しないよう → ストッパーを回転パーツの上側に取付ける(はさむ)
- ①回転パーツを → 取付ける(はさむ)
- ②のぼりのタスキ → を引っかける

のぼり最下部のタスキを 回転パーツに挟み ストッパーで巻き上がりを防ぎます。

環境を守ろう ノーポイ宣言

交通安全



三重県トラック協会



## ◆ 大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業動画公開

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあり、さらなる事故防止対策の一環として、国交省のYouTube公式アカウントに、適切なタイヤ脱着・作業手順動画が公開されました。

劣化したホイール・ナットの使用・タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切にされてなかったことで、車輪脱落事故が起きています。

整備管理者等の責任者のもと 日常点検を励行し、運行前に 左後輪のホイールナットに緩みがないことを「ホイールナットマーカ―」、「点検ハンマーの打音検査」により重点的に確認をお願いします。



作業手順動画

[https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd\\_4&list=PL2RgY\\_hjimJRlI2zJVaaYbwEEKAmD5YVi](https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRlI2zJVaaYbwEEKAmD5YVi)

適切な交換作業 と 確実な保守管理 で事故は防ぐことが可能です

### <適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

### <適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。

# 安全宣言200days ラリー

## 無事故 無違反



多数のエントリーありがとうございます  
後半の77日間も無事故無違反をお続け下さい

7/1 ~ 10/31 123日間  
11/1 ~ 1/16 77日間

参加会員 135 社  
参加人数 3555 名

無事故/無違反 達成日は  
トラックカレンダーに ○ をつけ  
来年 1/16 まで記録を残してください。

参加会社は三重県トラック協会ホームページで  
公開しています。

### 合計200日の 無事故 無違反 に挑戦中

参加会社には エントリー特典② の引換券をFAXでお送りしています。  
引換券に記載の三重県トラック協会・各支部 輸送サービスセンターにてお受け取りください。

### ◆ 「標準的な運賃」届出について

〈重要〉

運賃届出先が三重県となる

届出数	/	会員数	2022/10/31現在
704	/	815	届出率 86.4%

**届出率は85%を越えました 未届けの会員様は、まずは届出を！**

標準的な運賃を目標として設定しましょう

#### 「2024年問題」

国土交通省が、2024年問題対応のための経営支援として示した「標準的な運賃」。あと2年限り、2024年3月末までの時限措置です。

期限切れと同時に、年960時間の時間外労働の上限規制が始まり、働き方改革期限を迎えます。

トラック業界が この「標準的な運賃」を届出(活

用)しないと、期限満了後のトラック業界支援策や、国交省からの再度の運賃提示を求めることも出来なくなります。

働き方改革とともに、今後も事業が継続できる運賃。コストに見合った対価が必要です。

運賃届出の促進は、業界発信による荷主先へのアピールや、行政からの 運賃収受向上にむけての支援獲得要請のためにも重要です。

# ◆トラック事故から学ぶ安全指導

## 右折事故

右折時に漫然と運転して左方の安全確認を怠り、横断歩道を渡ってきた歩行者に衝突

得意先の工場に向かう途中、信号待ちの後、青信号に変わった交差点を右折するために発進した。対向車が見えないことから、とくに注意を払うこともなく、右折先の横断歩道の手前まで進行したところ、歩行者が横断歩道を渡ってきたことに気づいてブレーキをかけたが間に合わず衝突した。



### 事故当事者の心理と行動

- 交通量が少なく、危険を感じることなく漫然と運転していた。
- 車両左前にピラーの死角があり、高齢者を見つけにくかった。
- 横断する歩行者等の安全確認を怠った。

### 事故防止のポイント

- 対向車線だけでなく、交差点全体の状況を確認する。
- 右折先の横断歩道やその付近の歩道に歩行者や自転車がいないかを早めを確認しておく。
- ゆっくりとしたスピードで進行し、右折を終えるまで常に意識を高めて運転する。
- 見えにくい箇所の安全を確認しながら進行する。

### ◇右折事故防止指導のポイント

#### ○交差点の安全確認の方法を定石化

右折する場合は、

- ①対向車の速度や対向車との距離
- ②対向車の死角を走行してくる二輪車等がないか
- ③右折先の横断歩道上に歩行者等が渡っていないか。歩道上に横断してくる歩行者等はいないか。

#### 右折時の安全確認にこの3つを習慣付

##### ○右後方を目視で確認する

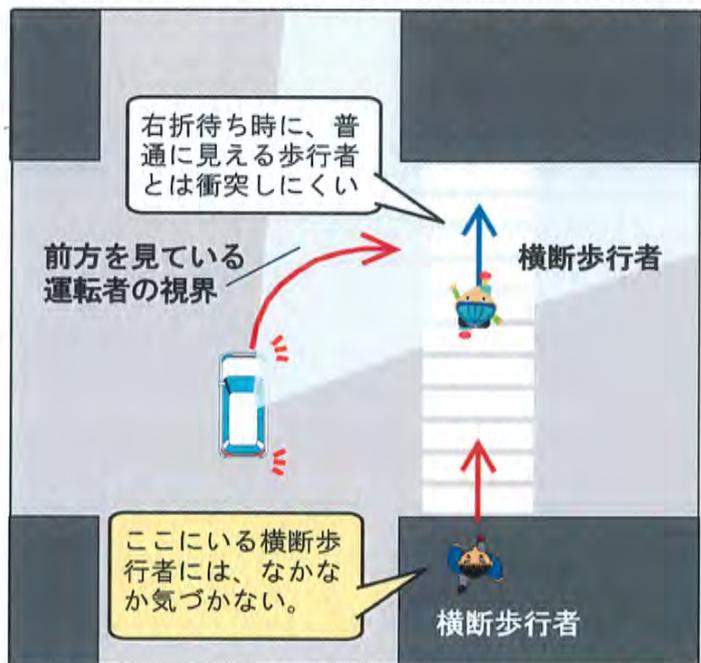
交差点右折時には、右折先の横断歩道の右後方から横断してくる歩行者等と衝突する事故が多くなっています。これは、右後方が運転席から見て死角に入りやすく、ドライバーが歩行者等に気づかず横断歩道を通過しようとして事故になりやすいのです。

右折先の横断歩道の安全を確認するときは、右後方に顔を向けて目視で安全確認を行い、横断歩道の直前でもう一度左右の安全を確認する必要があります。

##### ○夜間の右折は横断歩行者に注意！

夜間の交差点を右折する場合、進行方向すべてをライトが照射外である右から横断してくる歩行者を見落としやすくなります。歩行者のほうは、「トラックが気づいている。止まってくれる。」と思って横断していることから非常に危険です。

夜間は、昼間以上に用心深くスピード抑え、横断歩行者がいるかどうかを確認しましょう。



# ゆき みち たい さく 雪道対策マニュアル

## 雪国運行の必需品

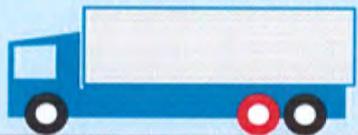


## タイヤチェーンの装着位置

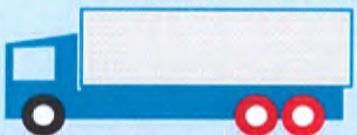
トラック ▶ すべての駆動軸輪に装着します

○ 装着位置

1軸駆動車の場合



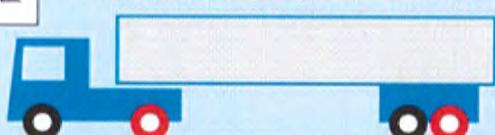
2軸駆動車の場合



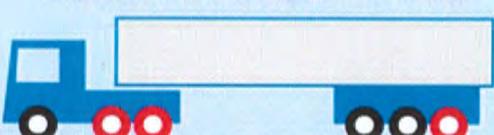
トラクタ・トレーラ ▶ すべての駆動軸輪とトレーラ最後部に装着します

○ 装着位置

1軸駆動トラクタと2軸トレーラの場合

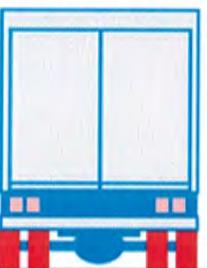


2軸駆動トラクタと3軸トレーラの場合

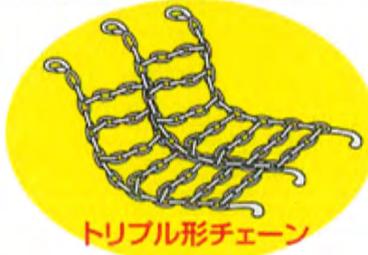


## 豪雪地帯では「ダブルタイヤ用トリプル形チェーン」の装着を!!

■ 装着位置



突然の大雪や豪雪に見舞われると、シングルタイヤ用チェーンでは脱出不能になる場合があります。



### タイヤチェーン装着時の注意

- 事前に確認を!  
必ずタイヤのサイズにあったものを選び、説明書に従い事前に装着の練習をしておく、実際の冬道での装着時にスムーズに作業ができます。

- 確実な装着と十分な点検の実施を!  
チェーンの緩み、ゴムバンド等のフックへの掛け忘れはチェーン脱落の原因となります。また、チェーンの磨耗・損傷はチェーン切れの原因となります。

- 出発前に装着の練習を!  
チェーンは、突然雪が降ってもあわてないように、寒い中でスムーズに作業をするために事前に装着の練習をしておきましょう。

## 出発前

### 気象や道路の情報確認！

マメ知識

雪国の冬到来は早い？

お出かけ直前の気象・路面情報の確認は安全のためもちろん大事なことです。さらに、運行地域の例年の初雪時期を確認しておくことで、余裕をもってタイヤ交換やチェーンなど冬装備の準備ができます。



## 出発直後

### 燃料を満タンに！ 冬は給油もお早めに！

スリップ事故  
渋滞発生！

給油しておいて、助かった！

ガス欠になりそうだ！

事故



マメ知識

極寒でのガス欠は命取り！

雪道では、普通の道にくらべ燃料消費が早いものです。また、規制や事故による渋滞・ストップ時でも冬は暖房のためエンジンは掛けっぱなしになります。マイナス10度にもなる気温の中でガス欠を起こしたら生命の危機に直面することだって考えられます。冬期はいつもより早めの給油が鉄則です。

## 走行中（降雪前）

### 早めに装着！ 冬タイヤ、チェーン。

運転は慎重に…



早めに冬タイヤに交換しておこう！

チェーンってどうやってつけるんだ？  
防寒着持ってきてりゃよかった～

マメ知識

ノーマルタイヤでの雪道走行は、罰則対象になります！

道路交通法等により、積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付け、又は全車輪にスノータイヤやスタッドレスタイヤ等を取り付けることが義務付けされており、違反すると罰則の対象となります。（地域により異なる場合があります）

## 走行中（緊急時）

### 強い地吹雪が発生したら、 すぐに安全な場所に避難！

ハザードランプを点灯して、後方のクルマに気付いてもらおう！

道路の外に落ちちゃった！



無理して走るんじゃない！  
トホホ…

地吹雪がおさまるまで待とう！

ホワイトアウトイメージ

マメ知識

視界ゼロ！ 恐怖のホワイトアウト現象。

地吹雪時には、ホワイトアウト現象が起こりやすくなります。あわてずあせらずハザードランプをつけ、スピードを落します。急ブレーキをかけるとスリップする可能性があるのでやめましょう。

防雪柵設置箇所は地吹雪地帯です。前後の追突に気を付け、車間距離を十分にとってください。



防雪柵

## 走行中（降雪時）

### 車間距離を十分にとり、 心と時間にゆとりを持って！

冬期は、夏より多めに車間距離をとろう！



近づきすぎは、危険！



思ったより時間がかかるな～

マメ知識

雪道はすべるもの！  
冬用タイヤへの過信は禁物。

スタッドレスタイヤなど冬用タイヤは年々高性能になっています。しかし、これらを装着したからといって、夏の道路と同じような走行ができるわけではなく、絶対スリップしない完全なタイヤはありません。車間距離を十分にとり、無理をせずゆとりをもったドライブを心がけましょう。

## ◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニングも(Web講習)できます

トラック協会では、数ヶ月毎に 初任運転者特別講習（2日間講習）を実施しておりますが、それに加え、Eラーニングでも初任運転者教育がご利用いただけます。

開催日程をお待ちいただくことなく、会員事業所のパソコン等からWebで受講いただくことができます。

### ◇ お申込みは、FAXで承ります。

概要及び申込書は [HPTopp画面](#) からダウンロード →  
お申込みFAX **059-225-2095**

◇内容 初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

会員様 **受講無料** です

初任運転者 研修対応

トラックドライバー教育の  
クラウド型eラーニング「グッドラーニング」!

※ 研修内容  
自動作成

※ 研修内容  
受講履歴対応

※ 研修内容  
PC・タブレット

※ 研修内容  
リンク切れ  
対応可能

## 12項目+危険予測講座+実力テスト 合計約12時間のEラーニングです。

なお、実際に車両を用いて行う指導は含まれていないため、「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行わない、15時間の指導時間として下さい。  
(指導記録も残して下さい)

### ◇申込み

①受講は予約制です。受講開始日を予約いただき、開始日を含め 5日以内に全カリキュラム約12時間の学習を修了して下さい。  
修了しますと、おって指導記録簿が発行されます。

\* 株式会社キャブステーションが提供する「グッドラーニング」を利用します。

②ご予約の際、会社名・氏名・メールアドレス等を頂戴します。

- ★パソコン、タブレット、スマホで個別受講、大人数での集合研修不要
- ★24時間いつでもどこでも何度でも受講できる
- ★国交省の指導指針に準拠した最新の講座内容、内容は毎年リニューアル
- ★動画やイラスト、音声解説で分かりやすい
- ★講座はすべてオンライン配信、研修管理の作業は不要
- ★理解度チェックテストで効果測定後、適格なフォローが可能

<参考> 初任運転者に対する国交省 ①一般的な指導及び監督内容全てを 15時間以上 実施する。  
指導監督指針(合計35時間) ②安全な運転方法を実際に運転させ20時間以上添乗指導する。

## ◆ 65歳超 雇用推進助成金のご案内 高齢・傷害・求職者雇用支援機構

高齢・傷害・求職者雇用支援機構では、高齢者雇用に関する相談・援助、助成金の受付、障害者雇用納付金の申告・申請や障害者雇用に関する助成金の受付、啓発等の業務を実施しています。

65歳以上への定年引上げ、高齢者の雇用管理制度の整備、高齢の有期契約の無期雇用への転換などに取組む事業主への助成金があります。別紙「65歳超...助成金のご案内」をご覧ください。

定年や継続雇用年齢を引上げて高年齢者に引き続き働いてもらいたい

⇒ 65歳超継続雇用  
促進コース

賃金制度や健康管理制度等の雇用管理制度を導入して高齢者が働きやすい環境づくりがしたい

⇒ 高齢者評価制度等  
雇用管理改善コース

パートタイマー等の有期雇用者を期間の定めのない契約に転換して高齢者に活躍してもらいたい

⇒ 高年齢者無期雇用  
転換コース

# ◆ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正予定内容

## 令和4年12月改正予定

今年12月に労働時間等の改善基準告示が改正されることとなり、現段階での概要が発表されました。県内各監督署により 事前説明会が行われていますが、内容は下記のとおりです。最終決定後の「新しい告示」については発表され次第 再度ご案内いたします。

### 1ヶ月の拘束時間

★**現行** 1ヶ月 293時間を超えないものとする。但し、労災協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、年間総拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で、1ヶ月の拘束時間を320時間まで延長可。

★**見直し後** 総拘束時間が**3,300時間**、かつ、1ヶ月の拘束時間が**284時間**を超えないものとする。ただし、労使協定により、年間6ヶ月までは、年間総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲内において、1ヶ月の拘束時間を**310時間**まで延長できる。この場合において、1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月が3ヶ月を超えて連続しないものとし、1ヶ月の時間外・休日労働時間が100時間未満に努める。

### 1日の拘束時間

★**現行** 1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度は16時間。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

★**見直し後** 1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度は**15時間**とする。

**例外** ①ただし、1週間における運行がすべて長距離運送であり、かつ一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間に出来る。  
②1日についての拘束時間が14時間を超える回数を出来るだけ少なくするよう努めるものとする。

### 1日の休息期間

★**現行** 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間

★**見直し後** 勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、**継続9時間**を下回らないものとする。ただし、1週間における運行がすべて長距離運送であり、かつ一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り継続8時間以上とすることが出来る。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

### 運転時間

★**現行** 2日を平均し、1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

★**見直し後** 現行とおり

### 連続運転時間

★**現行** 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）は、4時間を超えないこと。

★**見直し後** 連続運転時間（1回が概ね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）は、4時間を超えないものとする。当該運転中断は**原則休憩**とする。

**例外** ただし、SA・PA等に駐車又は停車出来ないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合は、**30分まで延長**することができる。

### 例外的な取扱い

★**新設** 事故、故障、災害等通常予期し得ない事象に遭遇し一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与えるものとする。（**具体的な事由**）

- ・運転中に乗務している車両が予期せず故障した
- ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した
- ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ・異常気象に遭遇し、運転中に正常運行が困難となった場合

### 分割休息

★**現行** 全勤務回数の2分の1を限度に、1回当たり継続4時間以上合計10時間以上。

★**見直し後** 全勤務回数の2分の1を限度に、1回当たり**継続3時間以上合計10時間以上**。

### 2人乗務

★**現行** 2人以上乗務する場合において最大拘束時間を20時間まで延長ができる。また休息期間は4時間まで短縮できる。（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）

★**見直し後** 現行どおり。ただし、当該設備が下記のいずれにも該当または準ずるものであるときは拘束時間を**24時間まで**延長することができる。

ア 車両内ベッドは長さ198cm以上かつ幅80cm以上の連続した平面であること。

イ 車両内ベッドはクッション材等により走行中の路面等から衝撃が緩和されるものであること。

### 隔日勤務・フェリー

現行どおり

## ◆ 令和4年 秋の叙勲 受章者のお知らせ

～ご受章 おめでとうございます～



### ◆ 令和4年秋の叙勲(旭日双光章)

中川 進治 様 北進運輸(株)

さまざまな分野で功績のあった人に贈られる 令和4年「秋の叙勲」の受章者が発表され、旭日双光章を 当協会の副会長 中川 進治 氏(北進運輸(株))が受章されました。

## ◆ 国土交通省 運輸功労表彰受賞者

自動車運送事業の振興と業界発展に寄与した功績により下記の方が表彰されました

(表彰種類毎に社名五十音順)

～ご受賞 おめでとうございます～

### ◆ 国土交通大臣表彰 R4.10.25 於:国土交通省

【事業役員】	上村 廣和 様	阿倉川運送(株)
【事業役員】	羽山 博康 様	羽山流通(株)
【運 転 者】	村田 峰夫 様	日本郵便輸送(株)



### ◆ 中部運輸局長表彰 R4.10.18 於:中部運輸局

【事業役員】	町野 礼子 様	町野運送(有)
【運 転 者】	伊藤 宏治 様	(株)ホンダロジスティクス
【運 転 者】	小島 孝好 様	久居運送(株)

### ◆ 三重運輸支局長表彰 R4.10.13 於:三重県男女共同参画センター

【事業役員】	天白 拓治 様	大王運輸(株)
【運 転 者】	松本 昭生 様	日本梱包運輸倉庫(株)
【従 事 者】	大久保 匡規 様	多貴商運(株)
【従 事 者】	高橋 敏 様	北勢運送(株)

### ◆ 三重運輸支局優良事業者表彰 R4.10.13 於:三重県男女共同参画センター ～安全及び防災対策への貢献～

<安全性優良事業所(Gマーク)>

秋山運輸(株) 本社営業所	岩田運輸(株) 四日市営業所
(株)日硝ハイウエー 安濃営業所	(株)日硝ハイウエー 四日市営業所
三重執鬼(株) 本社営業所	三重農水(株) 本社営業所

### ◆ 中部運輸局優良事業者表彰 R4.10.27 於:中部運輸局

<安全性優良事業所(Gマーク)>

阿倉川物流(株) 本社営業所	阿倉川運送(株) 本社営業所
一宮運輸(株) 物流センター三重	(株)トーショー 四日市営業所
F-LINE(株) 三重物流センター	

## ◆ 県ト協助成金の申請期限について

【トラック協会の助成金 申請期限】

助成申請の起算日から **3ヶ月以内** です

※起算日(支払日・車検証等の日付)

**注意** R4年2月～7月分の申請は受付を終了しています  
R4年8月以降のものは3ヶ月以内に申請して下さい

- ※ 起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。
- ※ 郵送提出 ⇒ 期限日の消印有効です。但し期限日が土日・祝日の場合は、翌日まで受付をします。  
持参提出 ⇒ 期限日が、土日・祝日などトラック協会の休業日の場合は、翌営業日まで受付をします。
- ※ 最終締め切り日はR5/3/31です。但し、予算に達した時点で、受付は終了となります。
- ※ 期限内に申請いただけないと受付できません。詳細はHPをご覧ください。

## ◆ 近代化融資制度の公募期間について

令和4年度近代化融資**最終公募**の日程は下記の通りです。

※自己資金で購入代金を支払い済みの場合は対象になりません。

**申請〆切日** 令和5年1月10日(火)      **推薦決定日** 令和5年1月17日(火)

詳細につきましては【ホームページ】をご覧ください。  
三重県トラック協会 総務部      TEL 059-227-6767

## ◆ 会員様の所在地変更等

北勢支部	野島運送(株)	退会
松阪支部	(株)アシスト三重	住所/〒515-0001 松阪市大口町468
南勢支部	(有)北武運輸	住所/〒519-0504 伊勢市小俣町宮前708番地1 TEL:0596-26-1306/FAX:0596-26-1307



三重県トラック協会      FAX 059-225-2095

## ◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

- ・三重県トラック協会(陸災防三重県支部を含む)理事会 及び 交付金運営委員会が開催されました。

日時 令和4年10月19日14:00～ 出席：理事21名/24名中、監事2名、  
オブザーバー：青年部会2名 女性部会2名

- ・議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

理事会の出席者への謝意を述べた後、コロナ感染もようやく減少に転じたことで、3年ぶりに先日全国トラック運送事業者大会が名古屋市で開催されたことを報告。本理事会では多くの議案が上程されるので、スムーズな議事進行への協力を求める発言を行った。

### 【 三重県トラック協会 議事 】

- (1)助成金の進捗状況
  - (2)近代化融資の推薦
  - (3)各委員会報告(業務・適正化・危機管理検討委員会)
  - (4)青年部トラックの日行事
  - (5)運送事業者燃料高騰対策支援金と事務局  
県の補助金 及び 市町の補助(津市・大台町・志摩市)
  - (6)新トラック会館 改修工事と今後のスケジュール
  - (7)標準的運賃の届出状況
- (報告) 協会長・専務理事の業務執行・トラックの日の清掃活動・物流見学会実施状況・三重県・尾鷲・紀北・大紀・南伊勢町 総合防災訓練・新規入会会員・運輸局長・運輸支局長表彰受賞者

### 【 陸災防三重県支部 議事 】

- (1)県下各分会での交通労働災害防止セミナー
- (2)津労働基準監督署と共催の労災防止研修会
- (3)事業所へのリフト従事者安全衛生出張講習
- (4)全国フォークリフト運転競技大会 準優勝
- (5)陸災防本部・トラック協会 共催講習会  
・ロールボックスパレット及びテール  
ゲートリフター荷役作業安全講習  
・陸運事業者のための安全マネジメント研修
- (6)積卸し作業指揮者講習の開催
- (7)三重県産業安全衛生大会と陸災防三重県  
支部長 優良事業場表彰
- (8)労働災害発生状況

### ◇特記報告事項

- ・ 理事の退任 → 尾中忠秀 理事(南勢支部 寿運輸(有))から辞任の申し出があり、受理されました。令和5年度通常総会まで南勢支部選出理事は1名欠員となります。
- ・ (3)各委員会報告(業務運営委員会) → トラック協会が実施する助成金について「行政処分を受けた事業者には、減額または不支給などに取扱いを改めるべき」という意見に対しての業務運営委員会の取りまとめ意見を報告。理事会として判断を求め、特に異議無く承認されました。  
※ 業務運営委員会報告として、変更無しに従来どおりで良いとの意見で「行政処分による助成金の減額や不支給は行う必要はない」と提言が行われ、理事会承認となりました。  
〃 (適正化運営委員会) → 11/11物流セミナー開催(藤井聡・日本経済の活性化～経済雇用政策)
- ・ (4)青年部トラックの日行事 → 11/20四日市市民公園にてトラックフェスタin四日市を開催予定。
- ・ (5)燃料高騰対策支援 → 三重県議会承認の後、運送事業者向け支援金が設けられる予定です。
- ・ (6)新トラック会館 → 改修工事完了後、12/10 移転引越予定です。また、来場者用の駐車台数を確保するため、国道23号を挟み斜め向かいの医院跡地を取得する計画が承認されました。さらに、会員の皆様には移転記念品を贈呈することとなり、記念品の選定を行うとともに、建物設置看板案にもとづく選考が行われました。

# ◆ 運行管理者 一般講習のご案内

10月末現在発表分

受講対象の運行管理者の皆様は、予約申込みをお願い申し上げます。

## ◇ 受講対象者

- ① 運行管理者に新たに選任された方
- ② 運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③ 前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は  
受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】  
今年度対象者は、前回の受講がR2年度(2020年度)の方および2年度以上受講されていない方です。

講習の空き状況は、随時変動します。各実施機関のホームページでご確認ください。  
予約済みの方で、ご都合が悪くなった方はキャンセル連絡をお願いします。

## 運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】 です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構三重支所 同機構のホームページ講習の ご予約からお申込み下さい <a href="https://k-yoyaku.nasva.go.jp/">https://k-yoyaku.nasva.go.jp/</a> 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5四日市諏訪町ビル8階 お問い合わせ先 TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
<b>11/16(水)</b> <b>1/12(木)</b> <b>1/13(金)</b> <b>2/28(火)</b>	津 三重県総合文化センター 津 メッセウイングみえ 津 メッセウイングみえ 四日市 北部輸送サービスセンター	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		日本ローカルネットワークシステム 協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい  お問い合わせ先  TEL 052-589-2216 FAX 052-589-2276
<b>11/23(水)</b> <b>12/17(土)</b> <b>3/10(金)</b> <b>3/17(金)</b> <b>3/18(土)</b> <b>3/19(日)</b> <b>3/21(火)</b> <b>3/24(金)</b>	伊勢 いせトピア 松阪 松阪地区輸送サービスセンター 津 トラック会館 松阪 松阪地区輸送サービスセンター 松阪 松阪地区輸送サービスセンター 伊賀 伊賀サービスセンター 伊勢 伊勢市内(会場未定) 四日市 北部輸送サービスセンター	
上野自動車学校		上野自動車学校 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から 受講申込書でお申込下さい  お問い合わせ先 〒518-0023 三重県伊賀市野間233番地 TEL0595-21-1000
<b>11/11(金)</b> <b>1/24(火)</b>	伊賀 上野自動車学校	
ヤマト・スタッフサプライ(株) NEW		ヤマト・スタッフ・サプライ ホームページ講習のご予約からお申込ください <a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/place/?p_label=2">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/place/?p_label=2</a> お問い合わせ先 TEL052-228-9770 FAX052-228-9780
<b>1/28(土)</b> <b>2/18(土)</b> <b>3/13(月)</b> <b>3/29(水)</b>	四日市 北部輸送サービスセンター 津 トラック会館 四日市 北部輸送サービスセンター 津 トラック会館	

## ◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

10月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

### 運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約から お申込み下さい
<b>12/13(火)～15(木)</b>	津 メッセウイングみえ	
<b>12/21(水)～23(金)</b>	四日市 北部輸送サービスセンター	
<b>1/17(火)～19(木)</b>	津 メッセウイングみえ	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		ローカルネットワークシステム協同組合 連合会のホームページ→基礎講習開 催のご案内 → 受講申込書でお申込み下さい
<b>1/7(土)～9(月)</b>	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
上野自動車学校		上野自動車学校の ホームページ → 適性診断/運行管理者講習等指導講習 (貨物)→ 受講申込書でお申込み下さい
<b>11/28(月)～30(水)</b>	伊賀 上野自動車学校	
<b>1/18(水)～20(金)</b>		
ヤマト・スタッフサプライ(株) NEW		ヤマト・スタッフ・サプライ ホームページ 講習のご予約からお申込ください <a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/place/?p_label=2">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/place/?p_label=2</a>
<b>11/18(金)～20(日)</b>	四日市 北部輸送サービスセンター	
<b>1/23(月)～25(水)</b>	津 トラック会館	

## ◆ 整備管理者 選任前研修 開催のご案内

10月末現在 発表分

整備管理者 選任前の研修です。 **事前予約制となります。別紙申込書を同封しています**

講習日	受付期間	講習場所
11月29日(火)	10月31日～11月18日	メッセウイングみえ

## ◆ 整備管理者 選任後研修 開催のご案内

10月末現在 発表分

整備管理者 選任後の研修です。 **事前予約制です。申込用紙を同封しています。**  
**予約受付期間(受付開始日)をご確認の上お申し込み下さい。** ※受講料無料

講習日	受付期間	講習場所
12月19日(月)	11月28日～12月9日	北部輸送サービスセンター
1月17日(火)	1月4日～1月13日	三重県総合文化センター
1月24日(火)	1月10日～1月20日	北部輸送サービスセンター

整備管理者選任後研修は、三重運輸支局へFAXにてお申込みください。  
問合せ 中部運輸局三重運輸支局 TEL:059-234-8411 FAX:059-238-1281

## 情報提供 貨物軽自動車運送事業用の車両について(軽貨物)

貨物自動車運送事業で 貨物軽自動車運送も行っている会員様、ならびに軽自動車での運送を行う事を検討されている会員様への情報となります。

軽自動車での運送を行うには「貨物軽自動車運送事業の経営の届出」を行い、軽商用車に事業用の黒ナンバーの交付を受けた車両を使用し事業を行います。

これまで、使用する車両は 最大積載量の記載のある商用車 に限られていましたが「規制改革」により、軽乗用車についても 貨物軽自動車運送事業の用に供することが出来るようになりました。

なお、軽乗用車を使用する場合であっても、使用の本拠の位置(営業所住所)を管轄する運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において 事業用ナンバープレート(黒ナンバー)の発行を受けることが必要です。

◇施行:令和4年10月27日(木) :

この取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用されています。

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量(単位キログラム)以内とすること。  
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。  
  
( ※ ドライバー1名乗車の場合は「(定員4ー乗車1)×55kg」=165kgまで積載可 )
2. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1. の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知、指導する。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知する。
4. 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

・軽貨物事業経営届出等取扱通達 附則(令和4年10月24日 国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号)を参考に記載